

静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度について

目的

静岡市では、一般廃棄物処理業者が行う環境保全や地域貢献等の取り組みを評価し、優良認定、公表することを通じて、一般廃棄物収集運搬業者の資質向上を図り、もって一般廃棄物収集運搬業全体の優良化及び事業者等における一般廃棄物の適正処理を促進させるため、「**一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度**」を設けています。

申請

事業者からの申請の受付を随時行います。

申請様式等については市ホームページを御確認ください。

(https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003003_00001.html)

有効期間

優良認定の有効期間は、最大2年間です。

優良認定の更新を受けようとするときは、有効期間の満了する日までに更新申請を行う必要があります。

なお、認定要件を欠くに至ったときや虚偽の申請により優良認定を受けたことが判明したときなど、有効期間中であっても優良認定を取り消す場合があります。

認定要件

優良認定対象者の要件については、裏面のとおりです。

現地調査

新規申請及び更新申請時に、書類審査のほか、**認定要件の適合状況に係る現地調査**を実施します。これらを経て優良認定すべきと判断されたとき、優良事業者として認定します。

メリット

優良認定事業者には、認定通知書とともに、優良認定事業者である旨を表示した車両用のマグネット及び一般廃棄物収集運搬業許可証用のシールを配付します。

加えて、本市において優良認定事業者の情報（氏名、住所、電話番号、取り扱う一般廃棄物の種類など）を市ホームページに公開します。

このことにより、優良認定事業者の皆様のイメージアップが図られます。

【マグネット、シールのイメージ図】



【制度に関する問合せ先】 静岡市環境局廃棄物対策課（許可審査係）
電話：054-221-1363 Fax：054-221-1564

認定要件について

優良認定の対象となる一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

なお、要件には要綱本文に要件が明記されている 認定要件(1)～(9)と、(10)の市長が別に定める要件として、様式「評価項目適合申告書」に規定する認定要件があります。

- (1) 過去2年間において、当該一般廃棄物収集運搬業許可に係る事業を実施しなかった月が2月以上ないこと。
- (2) 直前の5年間において、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イからハまでに規定する不利益処分を受けていないこと。(事業停止命令、改善命令、措置命令、施設設置許可の取消し等)
- (3) 直前の2年間において、廃棄物処理法に違反する行為をしていないこと。
- (4) 廃棄物処理法施行規則第9条の3第8号に規定する法人税等の滞納がないこと。(法人税、消費税、地方消費税、市町村民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、社会保険料、労働保険料等)
- (5) 直前2年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。
- (6) 次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。
 - ア 直前2年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
 - イ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。
- (7) 直前2年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えること。
- (8) 本市清掃工場に支払う一般廃棄物処理手数料の滞納がないこと。
- (9) 過去5年間に、優良認定の取消しを受けていないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たすこと。

申請者は、様式「**評価項目適合申告書**」(別紙のとおり)に掲げた評価項目を満たす必要があります。

これらにより、事業者が実施している環境保全や地域貢献等の取組みを評価します。

(評価項目については、必須項目と選択項目があり、必須項目はすべて満たすことが必要で、選択項目については、評価区分ごとに半数以上を満たすことが必要です。)



上記に掲げる認定要件をすべて満たしたうえで、必要書類を添付し申請書を提出します。

評価項目適合申告書

- 適合する項目にチェックを入れてください。
 ○ 必須項目は必ずチェックが必要です。評価区分1及び3については、各区分で選択項目の半数以上のチェックが必要です。

①評価区分1:環境保全・安全対策の取組み

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	日常業務、廃棄物の処理に関しての作業マニュアルを作成し、社内で共有している。			※
(2)	廃棄物の処理や法令に関して全従業員への社内研修・教育に取り組んでいる。			※
(3)	社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる。			※
(4)	行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している(2年に1回以上)。			※
(5)	温室効果ガスの排出抑制に向け、エコドライブ等運転方法の配慮を励行している。			※
(6)	洗車排水は、適切に処理している。			※
(7)	収集運搬車や社用車にハイブリット車、低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等の低公害車への切り替えに取り組んでいる。			※
(8)	デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等エコドライブ・安全対策関連機器を導入している。			※
(9)	施設(車両)の保守点検表を整備し、日々点検をしている。		※	
(10)	飲酒運転を防止するための対策を講じている。		※	
(11)	事故防止及び事故発生時における対応マニュアルを作成し、社員研修を実施している。		※	
(12)	エコアクション21又はISO14001を導入している。		※	

②評価区分2:廃棄物処理に関する啓発活動

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている。		※	

③評価区分3:地域活動・地域貢献等

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている。			※
(2)	市民、事業者からの通報に対する対応マニュアルがある。		※	
(3)	高齢者又は障がい者を積極的に雇用している。			※
(4)	主たる事務所又は事業場が所在している行政区域内から従業員を雇用している。			※
(5)	災害時等におけるBCP(事業継続計画)又はこれに準ずる対応マニュアルを策定している。		※	
(6)	静岡市と災害廃棄物処理に関する協定を締結している(加盟している組合が締結している場合を含む。)		※	
(7)	敷地内や事務所の壁面、屋上等、緑化に配慮した取組みを行っている。			※

④評価区分4:事業の透明性・遵法性

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(2)	運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(3)	過去2年間の一般廃棄物の運搬量についての情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(4)	直前2年の各事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(5)	収集運搬料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(6)	過去2年間に於いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例等に規定された各種届出書、報告書の提出遅延がない(正当な理由がある場合を除く。)		※	